

移住体感ツアー運営事業 業務委託仕様書

[1] 委託業務名 移住体感ツアー運営事業 業務委託

[2] 目的

「第 2 期松山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げられている、「松山への定着と新しい人の流れをつくる」に対応するため、現地体感ツアーを通して松山市の暮らしやすさを知ってもらい、移住へつなげる。本市への理解・関心を深めてもらうことで、移住検討者が暮らしに向けて抱える不安を軽減し、移住につなげることを目的とする。

[3] 履行期間 契約締結日～令和 6 年 3 月 31 日まで

[4] 履行場所 市長が指定する場所

[5] 業務内容

松山市への移住検討者をターゲットとして、「三津浜地区」、「忽那諸島」それぞれのリアルな暮らしを体感できるよう、先輩移住者や地域のキーパーソンなどとの交流イベントを盛り込んだ、移住体感ツアーを開催する。

また、世帯ごとに日程や訪問先などの内容を自身で決められるオーダーメイド型移住体感ツアーを開催する。

[6] 業務項目

1. 「まつやまの港町暮らし体感ツアー」の実施（9 月～11 月）

(1) 内容

古民家や食文化といった地域の特性を生かしたまちづくりを進め、経営者の新規出店が増えている三津浜地区で、起業に関するセミナーや三津浜にぎわい創出事務所「三津ハマル」と連携して空き店舗等の視察、移住して起業された方との交流会などを実施する。

(2) 対象者

- ・松山市三津浜地区への移住、起業を検討している首都圏在住者 15 名程度

(3) 場所

- ・松山市三津浜地区

(4) 実施時期

- ・令和 5 年 9 月～11 月の 1 泊 2 日
- ・1 日目の午前中に松山空港に到着し、2 日目の夕方に松山空港を出発

(5) 参加費用

- ・一人当たり 15,000 円（税込・旅行保険料含む）

- ・自宅と集合場所（羽田空港）との間の往復交通費は自己負担とし、その他ツアー中の移動等に係る費用は委託料に含むものとする。
- ・参加費の受入れについては、受託者が行うこと。

(6) 運営等

- ・参加者については、松山市三津浜地区への移住に対する熱意がある応募者を優先的に選定するため、市と協議を行いながら決定する。
- ・ツアー内容の企画立案、旅行会社との交渉、参加者の募集、参加費の徴収、参加者の航空券（羽田空港発着）、食事および宿泊施設の手配、訪問場所および運営スタッフの手配、進行管理、ツアーの当日運営、参加者の旅行保険への加入手続き等一切の業務を行うこと。
- ・行程内の協力者の調整は市と受託者が連携して行うこととし、協力者等に対する謝金の支払いが必要な場合は、受託者が委託料から支払うこと。
- ・ツアー中は参加者がまとまって行動できるようにすること。なお、マイクロバス等を借り上げる場合、借り上げ料は委託料に含む。

(7) 広報

- ・ツアーの実施について、参加者の募集をはじめとして、ターゲットに効果的に情報が行き届くよう、SNSや雑誌などで広く情報発信を行うこと。
- ・プロモーションに使用するため、カメラマンを手配し、ツアーの様子を写真撮影すること。

(8) ツアー要件

- ア) ツアーの出発地および解散地は羽田空港とする。
- イ) ツアーには参加者の移住意識が高まるよう、次の内容を組み込むこと。
 - ・起業に関するセミナー
 - ・三津浜にぎわい創出事務所「三津ハマル」と連携して空き店舗等の視察及びアンケートの実施
 - ・三津浜地区で起業した先輩移住者や地域のキーパーソンなどとの意見交換会・交流会
 - ・住まい、仕事、子育て環境、医療体制および物価といった移住後の生活に関する施設の見学
- ウ) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を徹底すること。

2. 「まつやまの里島暮らし体感ツアー」の実施（12月～1月）

(1) 内容

松山市の島しょ部への移住を検討している方をターゲットに忽那諸島を訪れ、リアルな暮らしを体感できるよう先輩移住者・地域のキーパーソン・参加者同士の交流会を実施する。

(2) 対象者

- ・松山市島しょ部への移住を検討している首都圏在住者 15名程度

(3) 場所

- ・松山市島しょ部（興居島または中島への訪問を必須とする）

(4) 実施時期

- ・令和5年12月～令和6年1月の1泊2日
- ・1日目の午前中に松山空港に到着し、2日目の夕方に松山空港を出発

(5) 参加費用

- ・1 (5) に同じ

(6) 運営等

- ・1 (6) に加え、島しょ部の移動は、効率よく移動できるよう必要に応じて、バス等を手配すること。

(7) 広報

- ・1 (7) に同じ

(8) ツアー要件

ア) ツアーの出発地および解散地は羽田空港とする。

イ) ツアーには参加者の移住意識が高まるよう、次の内容を組み込むこと。

- ・先輩移住者や地元住民、地域おこし協力隊などとの意見交換会・交流会

- ・松山市島しょ部ならではの農林漁業等の体験

- ・お試し移住施設の見学

- ・住まい、仕事、子育て環境、医療体制および物価といった移住後の生活に関する施設の見学

ウ) 食事・宿泊は次の点に留意すること。

- ・食事は可能な限り、松山市島しょ部ならではのものを取り入れる。

- ・宿泊は可能な限り、姫ヶ浜荘（ほしふるテラス姫ヶ浜）を活用する。

エ) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を徹底すること。

3. 「まつやまオーダーメイド型移住体感ツアー」の実施（随時）

(1) 内容

移住意向の高い方に松山へ足を運ぶ機会を創出するため、それぞれの移住目的に応じて、訪問先などの行程を自由に決められるツアーを実施する。

(2) 対象者

- ・松山市への移住を検討している愛媛県外在住者 10 組 40 名程度

(3) 場所

- ・参加者が希望する松山市内の場所

(4) 実施時期

- ・令和 6 年 3 月までで参加者が希望する 1 泊 2 日

(5) 参加費用

・「まつやまオーダーメイド型移住体感ツアー補助金交付要綱」に基づき、補助金として松山市が対応する。

(6) 運営等

・参加者については、松山市への移住に対する熱意がある応募者を優先的に選定するため、市と協議を行いながら決定する。

・市と協議を行いながら企画立案、昼食場所の手配、訪問場所の手配、参加者の旅行保険への加入手続きの業務を行うこと。

・行程内の協力者の調整は市と受託者が連携して行うこととし、協力者等に対する謝金の支払

いが必要な場合は、受託者が委託料から支払うこと。

- ・ツアーチは原則ジャンボタクシー等を借り上げ、効率よく移動できるようにすること。なお、借り上げ料、島しょ部の旅客・車両運賃は委託料に含む。

- ・ツアーチは、市職員とともに、添乗員による案内をおこなう。

(7) 広報

- ・プロモーションのため、カメラマンを手配し、ツアーチの様子を撮影すること。(2回程度)

(8) ツアーチ要件

ア) 松山市と情報の共有等の連携を図り、必要に応じて参加者が希望する行程内の各種手配に協力すること。

イ) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を徹底すること。

4. 各ツアーチを中止した場合の対応の提案

新型コロナウイルス感染症等の影響により各ツアーチを中止した場合を想定し、代替案を提示すること。ただし、提案限度価格内で実行可能なもので、追加予算を必要としないものに限る。

5. 受託者が提案する効果的な事項（独自提案）

本業務の目的を達成するための独自提案を可能とする。ただし、提案限度価格内で実行可能なもので、追加予算を必要としないものに限る。

[7] その他運営上の要件

1. 実施体制

実施体制には、統括責任者及び業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化すること。

2. 年間の事業実施スケジュール（事業計画書）の作成

契約締結後、年間の事業実施スケジュール（事業計画書）を作成し、提出すること。

3. 事業実績報告書の作成

事業実施後において、事業実績報告書を作成し、提出すること。

[8] 成果品

1. 事業実績報告書

〈内 容〉 本委託業務により実施した活動実績

〈数 量〉 印刷物 1 部および電子データ

2. 業務完了報告書

〈内 容〉 松山市指定様式（電子データのファイル形式）※データ形式は別途協議する。

※納品場所 松山市二番町四丁目 7 番地 2

松山市役所 坂の上の雲まちづくり部 まちづくり推進課

[9] 契約に関する条件等

1. 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、本業務の一部については事前に書面にて報告し、松山市の承諾を得たときは、この限りではない。

2. 成果品の利用及び著作権

- (1) 受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに松山市に無償で譲渡するものとする。ただし、成果品に掲載する画像データを外部に提供しようとする際は、受託者と協議の上決定するものとする。
- (2) 松山市は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作者人格権を主張しないものとする。
- (3) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

3. 業務の履行に関する措置

松山市は本業務（再委託した場合を含む。）の履行につき著しく不適当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。受託者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に松山市に書面で通知しなければならない。

4. 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

5. 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）を遵守するとともに、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

6. 仕様変更

やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ松山市と協議のうえ、承認を得ること。